

利用上の注意

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の期日

平成19年12月31日現在

(3) 調査の範囲

「製造業」（日本標準産業分類大分類－F）に属する事業所（国に属する事業所を除く。）

(4) 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「調査票乙」により、申告者（事業所）が自ら記入する方式（自計申告）による。

2 集計項目及び用語の説明

(1) 集計対象

工業統計調査は毎年調査を行っているが、西暦末尾が「0、3、5、8」の年は全事業所を対象とし、それ以外の年は従業者4人以上の事業所について調査している。

(2) 事業所数

平成19年12月31日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(3) 従業者数

平成19年12月31日現在の数値である。

個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、工業統計でいう従業者数は臨時雇用者を除いたものである。

- ① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含まない。

② 常用労働者とは、次のいずれかのものをいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

a. 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。ただし、他企業に出向している者を除く。

b. 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

c. 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(4) 現金給与総額

平成19年1年間に常用労働者のうち雇用者に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

(5) 原材料使用額等

平成19年1年間ににおける原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、原材料として使用した石炭・石油等も含んでいる。

② 燃料使用額とは、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。

- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額であり、自家発電は含まない。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の企業の工場等に支給して、製造又は加工を委託した場合に、これに支払ったあるいは支払うべき加工賃をいう。
- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包等、当該事業所収入に係る直接的な外注費用をいう。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成19年中に実際に売り上げた転売品に対応する仕入額をいう。

(6) 製造品出荷額等

平成19年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成19年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成19年中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、平成19年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他収入額とは、上記①及び②以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

(7) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(8) 有形固定資産

平成19年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
 - ア 土地
 - イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
 - ウ 機械及び装置（附属設備を含む）
 - エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- ③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- ④ 有形固定資産の投資総額

算式：投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減（増加額－減少額）

(9) 工業用地

- ① 事業所敷地面積は、平成19年12月31日現在において、事業所が使用（貸借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、堀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。
- ② 事業所建築面積は、事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積の合計をいう。
- ③ 事業所延べ建築面積は、事業所敷地面積内にあるすべての建築物の各階の面積の合計をいう。

(10) 工業用水

淡水、海水（合計のみ）について、1日当たりの用水量を水源別、用途別に集計したものをいう。1日当たりとは、平成19年1月1日から12月31日までの1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったもの。

(11) 付加価値額（粗付加価値額）

事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値のことで、工業統計調査にかかる付加価値額の算式は以下のとおりである。

- ① 従業者30人以上の事業所

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} = & \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + \\ & (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - \\ & (\text{内国消費税額} (*1) + \text{推計消費税額} (*2)) - \text{原材料使用額等} \\ & - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{付加価値率} = & \text{付加価値額} \div \{ \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品} \\ & \text{年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕} \\ & \text{掛品年初在庫額}) - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \} \times 100 \end{aligned}$$

② 従業者29人以下の事業所

粗付加価値額＝製造品出荷額等－（内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

粗付加価値率＝粗付加価値額÷（製造品出荷額等－（内国消費税額＋推計消費税額））×100

*1：内国消費税額は、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計で、消費税額を除いている。

*2：推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(12) その他の諸算式

① 原材料率＝原材料使用額等÷〔製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－（内国消費税額＋推計消費税額）〕×100

3 凡例及び使用上の注意

(1) 単位

統計表における単位については、金額はすべて「万円」となっている。また、工業用地は「平方メートル」、工業用水は「立方メートル」となっている。

(2) 記号の定義

この結果書中の記号については、次のとおりである。

『－』・・・該当の数字がないことを示す。

『0』又は『0.0』・・・四捨五入により単位未満となったものを示す。

『▲』・・・負の数値を表す。

『x』・・・1又は2の事業所に関する数値であるため、統計調査の秘密保護の観点から秘匿したことを表している。

また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した事業所の数値が前後の関係から判明する場合は、『x』で表している。

(3) 産業中分類

日本標準産業分類が平成14年3月に改訂され、平成14年10月から適用された。その改正に伴い、本結果書では平成14年から新しい分類を適用している。時系列比較のための平成13年以前のデータについては、以下のとおりの扱いとする。

- ① 「もやし製造業」については、「食料品製造業」に含める。
- ② 「新聞業及び出版業」については、「印刷・同関連業」に含める。
- ③ 「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」については、平成10年から旧「電気機械器具製造業」のデータを新分類の区分にそれぞれ置き換えて表示している。

この結果書では、産業中分類名を次のように略して使用している。

産業中分類	略称	産業中分類	略称
09 食料品製造業	食料品	21 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
10 飲料・飼料・たばこ製造業	飲料・たばこ	22 窯業・土石製品製造業	窯業・土石
11 繊維工業	繊維	23 鉄鋼業	鉄鋼
12 衣服・その他の繊維製品製造業	衣服	24 非鉄金属製造業	非鉄
13 木材・木製品製造業	木材	25 金属製品製造業	金属
14 家具・装備品製造業	家具	26 一般機械器具製造業	一般機械
15 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	27 電気機械器具製造業	電気機械
16 印刷・同関連業	印刷	28 情報通信機械器具製造業	情報機械
17 化学工業	化学	29 電子部品・デバイス製造業	電子部品
18 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	30 輸送用機械器具製造業	輸送機械
19 プラスチック製品製造業	プラスチック	31 精密機械器具製造業	精密機械
20 ゴム製品製造業	ゴム	32 その他の製造業	その他

(4) 産業類型の区分

この結果書では、(3)の産業中分類を次の3つの類型に分けている。

基礎素材型：木材、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラスチック、ゴム、
窯業・土石、鉄鋼、非鉄、金属

加工組立型：一般機械、電気機械、情報機械、電子部品、輸送機械、精密機械

生活関連型：食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、家具、印刷、皮革、その他

(5) 広域市町村圏の区分

この結果書では、次のとおり市町村を区分し、広域市町村圏として集計している。

宮崎県北部：延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、
高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

西都児湯：西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町

宮崎東諸県：宮崎市、清武町、国富町、綾町

日南・串間：日南市、串間市、北郷町、南郷町

都城北諸県：都城市、三股町

西諸：小林市、えびの市、高原町、野尻町

(6) その他

- ① 数値は、単位未満を四捨五入するため、合計と内訳が一致しない場合がある。
- ② 県による独自集計のため、経済産業省が公表する数値と異なる場合がある。
- ③ 平成19年調査では、事業所の捕そく作業を行った。
また、製造業の実態を的確に把握するため、調査項目を変更したことにより前年の数値とは接続しない。

本書の内容につきましては宮崎県庁のホームページでもご覧になれます。

アドレス : <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

この結果書についてのお問い合わせは、下記にお願いします。

宮崎県県民政策部統計調査課 産業統計担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
TEL 0985-32-4451
FAX 0985-29-0534
E-MAIL tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp